

見附市告示第73号

見附市居宅介護支援事業運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

見附市長 稲田 亮

見附市居宅介護支援事業運営規程の一部を改正する規程

見附市居宅介護支援事業運営規程（平成15年見附市告示第56号）の一部を次のように改定する。

第4条第1号中「施設長」を「主任介護支援専門員」に改める。

第5条第1号中「施設長」を「主任介護支援専門員」に、「施設」を「居宅介護支援」に改め、同条第2号中「ケアマネジメント」を「ケアマネジメント」に改める。

第6条第1号中「各号」を「事項」に改める。

第8条第2号中「、介護給付対象外サービスのみならず」を削り、同条第3号中「また、利用者が介護保険施設への照会など便宜を図ることとする。」を削り、同条第5号及び第6号を削り、同条第7号中「居宅訪問頻度は、介護サービス計画を作成し、これに従って介護サービスの提供がなされた後約1週間以内に、サービス提供状況及びサービス変更の必要性などを確認するために訪問を行う。」及び「これ以降は、」を削り、同号を同条第5号とし、同条第8号を同条第6号とする。

第13条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

（職場におけるハラスメントの防止）

第16条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

第12条を第15条とする。

第11条第1項中「見附市介護老人保健施設の会議室又は事務室等」を「原則として自宅で行う。ただし、必要に応じて居宅介護支援事業所相談コーナー」に改め、同条を第14条とする。

第10条第1項中「見附市介護老人保健施設内の相談室又は事務室」を「自宅又

は居宅介護支援事業所相談コーナー」に改め、同項ただし書中「利用者の居宅のほか、」を「必要に応じて」に改め、同条を第13条とする。

第9条を第12条とし、第8条の次に次の3条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第9条 感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 介護支援専門員その他の職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待の防止)

第10条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護支援専門員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束等の禁止)

第11条 居宅介護支援事業サービスを提供するに当たり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催す

るとともに、その結果について、介護支援専門員その他の職員に周知徹底を図ること。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護支援専門員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。